

事案書（☒ 経営会議 ☐ 調整会議）

開催日：平成 22 年 4 月 15 日（木）

担当課：文化スポーツ部 スポーツ課

件 名：大和市スポーツ施設設置条例の一部改正について

提出理由：スポーツ施設の適正な運営とより一層の市民サービスの向上を図るため、利用料金、利用時間等について改正する必要があるため。

内 容：

1 背景

（1）市外登録利用者の利用料金について

- ・スポーツセンターは、県との土地使用貸借契約に基づき、市民と市民以外とで区別をしない運営を行ってきた。
- ・県内におけるスポーツ施設の建設状況を踏まえ、市民利用の促進を前提に県と協議を行った結果、土地使用貸借契約の変更について同意が得られ、施設利用の抽選申し込みに関し、平成 21 年 6 月利用分から、市内登録利用者を優先する方法に変更した。

（2）体育会館の利用時間区分の変更について

- ・スポーツセンターの開設以来、体育会館については現行の 3 つの利用時間区分で運営を行ってきた。
- ・体育会館の利用率は非常に高く、常に抽選となっている状況であり、多くの市民ニーズに対応できない状況にある。

（3）フィールド規定の追加について

- ・フィールドでの投てき競技は、他の利用者への危険を伴うことから、水曜日の午後に限定し開放している。
- ・現状では、条例上に「フィールド」の利用に関する規定がない。

2 改正内容

（1）市外登録利用者の利用料金について

- ・より一層の市民優先を図るため、市内・市外別の利用料金を設定する。
- ・市外登録利用者が専用利用する場合については、大和市都市公園条例に合わせ、通常支払うべき額の倍額とする。

（2）体育会館の利用時間区分の変更について

- ・昼と夕方の利用者の入れ替え時における確認・準備などに要するとしていた時間（1 時間）を廃止し、利用時間区分を変更することで、市民の利用機会を拡大する。

現行

	利用時間区分
1	9：00～12：00（3 時間）
2	13：00～17：00（4 時間）
3	18：00～21：00（3 時間）

改正案

	利用時間区分
1	9：00～12：00（3 時間）
2	12：00～15：00（3 時間）
3	15：00～18：00（3 時間）
4	18：00～21：00（3 時間）

（3）フィールド規定の追加について

- ・個人及び共用利用料金の上限額の表中に「フィールド」の区分を追加する。

経 過

S59. 4 神奈川県と土地使用貸借契約締結

S62. 4 スポーツセンター開設

H18. 4 指定管理者制度の導入（指定期間：5 年）

H20. 6 体育会館の利用時間に関する市議会一般質問

H20.10 土地使用貸借契約の変更の同意

H21. 6 市民優先予約開始

今後の予定

H22. 4～5 パブリックコメントの実施

H22. 4 スポーツ振興審議会諮問

H22. 5 スポーツ振興審議会答申

H22. 5 教育委員会定例会

H22. 6 市議会へ条例改正案上程

H22.10 改正スポーツ施設設置条例の施行